

お知らせ

燃えるごみの収集車が流している音楽を停止します

ごみの収集に当たっては、市民の皆さんに収集日当日の午前8時までにお出しいただくようお願いをいたしました。

このたび、皆様のご協力により、午前8時までのごみ出しが定着してきたことから、4月から収集車が流している音楽を一齐に停止します。引き続き、ご協力をお願いします。

〒976-0537 50375

農業経営者ごとの農産物販売の収入全体を対象とした収入保険制度が始まります

この保険は、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんするもので、平成31年から始まります。加入には、所得税の青色申告が必要です(30年に青色申告の申し出をする方は、32年から加入できます。青色申告承認申請書の提出は毎年3月15日

までです)。 岡崎玉農農業共済組合本所 ☎048-645-2141、東部統括支所 ☎048-559-1588

老人福祉センターくすのき荘 第2研修室の利用を休止します

空調設備の修繕を行うため、3月9日(金)~17日(土)に2階第2研修室の利用を休止します。 閉鎖のとき ☎979-6600

老人福祉センターけやき荘が臨時休館します

空調設備の修繕を行うため、3月8日(木)~10日(土)に臨時休館となります。

7月の日曜日分野球場貸し出し(抽選)希望者の申し込みを受け付けます

「まんまるよやく」に登録している市内のチーム(登録は直接スポーツ振興課へ) 4月1日(日)~6日(金)に電子申請で申し込み。詳しくは市ホームページをご覧ください。 申込スポーツ振興課 ☎963-9284

平成28年度越谷市社会福祉施設等における苦情解決制度の状況をお知らせします

この制度は、市の設置する社会福祉施設利用者の権利を擁護するとともに、発生した苦情に誠実に対応し、解決すること、お互いの信頼関係を築き上げ施設運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

平成28年度の運営状況は次のとおりです。

看護学生等に修学資金を貸与します

〔対象者と条件〕 次の①~④のすべてを満たす方20人程度(予算の範囲内)。

①看護師(准看護師は除く)または助産師の養成施設に在学している

②本人が市内に居住もしくは市内の養成施設に在学、または市内に居住している連帯保証人がいる

③養成施設を卒業した後、直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思がある

④他の修学のための資金の貸与を受けていない

▽石川イサノ(写真)

越谷市教育委員会教育長賞

▽伊藤友見子(日本画) 大高明(洋画) 平賀松雄(彫刻) 三井英子(工芸) 木村行子(書) 安斎悦江(写真)

越谷市文化連盟賞

▽安富暉子(洋画)

東武よみうり新聞社賞

▽小林正江(写真) 岡生涯学習課 ☎963-9307

▽松永美子(日本画) 伊

▽苦情申立て: 41件
▽苦情申立て内訳: 児童発達支援センター1件・児童館コスモス3件・児童館ヒマワリ2件・保育所13件・学童保育室22件
▽苦情解決制度対応施設: 児童発達支援センター・児童館コスモス・児童館ヒマワリ・保育所・学童保育室
*各施設において苦情の受け付けをしています
▽子育て支援課 ☎963-9165

平成30年度集合狂犬病予防注射と犬の登録

狂犬病予防注射は、毎年1回行うことが狂犬病予防法で義務づけられています。下記の集合狂犬病予防注射会場または動物病院で受けてください。生後91日以上の子犬が対象です。

〔日時・会場〕 下表のとおり(いずれの会場でも受けられます。詳しくは市ホームページをご覧ください。車での来場はご遠慮ください)

〔費用〕 注射料金・注射済票交付手数料3,300円(税込み)、新規登録は別途3,000円が必要です(つり銭のないようにご準備ください)

〔持ち物〕 市から登録済みの方へ郵送する平成30年度狂犬病予防注射済票交付申請書(水色ハガキ)。新規登録の方は会場で登録手続きも併せて行います

Table with columns for Date, Time, and Venue. Includes dates from 4/9 to 4/18 and various locations like 千間台第四(噴水)公園 and 沼田第二公園.

(住所表記の無い会場は番地を表記しています)

〔注意事項〕
・犬には必ず引き綱(リード等)と首輪を付け、会場で外れないようにしてください
・会場でのフンや尿の処理に必ずご協力をお願いします
・狂犬病予防注射は、動物病院でも受けられます。費用については各動物病院へお問い合わせください
・会場での犬の転入手続きはできません
生活衛生課 ☎973-7532

生活自立相談「よりそい」をご利用ください

生活自立相談「よりそい」では、失業、病気、家庭の問題などで生活に困窮している方からの相談を受け、専門職による自立に向けての継続的な支援を行います。面接相談により相談者の生活問題を整理し、よりそい型支援(同行・訪問支援等)を活用して、問題解決に向けて一緒に考えます。

〔対象〕 市内在住で、経済的な問題などにより生活に困っている方(生活保護受給中の方は除く)

〔申込み〕 来所して相談を希望する方は、事前に電話で生活自立相談「よりそい」へ

家計相談支援事業を行っています

生活自立相談「よりそい」の相談支援機能に加え、家計の視点から生活再建を考える方に専門的な支援を行います。

〔相談例〕
・収入に波があり、家計管理が難しい
・収入よりも生活費が多く、カードローン等できりくりしている
・公共料金等の滞納が目立つ
・多重債務を抱え、返済困難となっている

〔対象〕 市内在住で、経済的な問題などにより生活に困っている方(生活保護受給中の方は除く)

生活自立相談「よりそい」(第三庁舎2階生活福祉課内) ☎963-9212